

平成 3 0 年 第 1 0 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

平成30年第10回

箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成30年10月18日(木) 午後1時30分

1. 場 所 箕面市役所本館3階 委員会室

1. 出席者 教 育 長 藤 迫 稔 君
代 表 教 育 委 員
教 育 長 職 務 代 理 者 山 元 行 博 君
委 員 高 野 敦 子 君
委 員 丹 澤 直 己 君
委 員 大 橋 亜 由 美 君
委 員 中 享 子 君

1. 付議案件説明者

教 育 次 長 高 橋 由 紀 君
子 ども 未 来 創 造 局 長
子 ども 未 来 創 造 局 担 当 部 長 木 村 均 君
子 ども 未 来 創 造 局 担 当 部 長 浜 田 徳 美 君
子 ども 未 来 創 造 局 副 部 長 岡 裕 美 君
子 ども 未 来 創 造 局 学 校 教 育 監 石 橋 充 久 君
子 ども 未 来 創 造 局 担 当 副 部 長 巢 組 悦 子 君
子 ども 未 来 創 造 局 担 当 副 部 長 今 中 美 穂 君
子 ども 未 来 創 造 局 児 童 相 談 支 援 セ ン タ ー 長 小 西 敏 広 君
子 ども 未 来 創 造 局 副 理 事 水 谷 晃 君
教 育 政 策 室 長 村 中 慶 三 君

学 校 教 育 室 長	金 城 忠 君
学 校 生 活 支 援 課 長	鉾之原 史 樹 君
幼 児 教 育 保 育 室 長	坪 田 忠 宏 君
子 ども す こ や か 室 長	菅 原 か お り 君

1. 出席事務局職員

教 育 政 策 室 担 当 室 長	山 本 学 君
教 育 政 策 室 参 事	西 山 心 悟 君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 箕面市保育料に関する規則改正の件
- 日程第 4 箕面市立保育所条例施行規則改正の件
- 日程第 5 箕面市立幼稚園条例施行規則改正の件
- 日程第 6 箕面市私立幼稚園児等の保護者補助金の交付に関する規則改正の件
- 日程第 7 箕面市教育・保育給付施設等運営費補助金交付要綱改正の件
- 日程第 8 箕面市職員分限懲戒審査委員会に対する諮問の件
- 日程第 9 箕面市奨学生選考委員会委員解職及び任命の件
- 日程第 10 箕面市訪問保健医療指導員委嘱の件
- 日程第 11 箕面市社会教育委員解職及び委嘱の件
- 日程第 12 箕面市教育委員会人事発令の件
- 日程第 13 箕面市教育委員会会議録の承認を求める件
- 日程第 14 生徒指導の件

(午後 1 時 3 0 分開会)

○教育長（藤迫稔君）：ただ今から、平成 3 0 年第 1 0 回箕面市教育委員会定例会を開催いたします。議事に先立ちまして事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

○教育長（藤迫稔君）：ただ今の報告どおり、本委員会は成立いたしました。

○教育長（藤迫稔君）：それでは、日程第 1 「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第 5 条第 2 項の規定に基づき、大橋委員を指定いたします。

- 教育長（藤迫稔君）：次に、日程第2「教育長報告」を行います。
- 教育長（藤迫稔君）：まず教育委員会活動報告を行う前に、この9月は台風21号、24号が来まして、大きな影響を受けました。9月末に来た台風24号は、それほど被害がなかったのですが、9月4日に大阪を直撃した台風21号は大きな影響を及ぼしています。小中学校、幼稚園は今回は異例ですが、前日の12時の段階で、休校・休園を決定しました。保育所については、当日の様子を見て判断をする予定でしたが、早朝に警報が出ましたので、保育所も休所になりました。生涯学習施設も閉鎖になりました。この台風21号は大幅な停電がありまして、それに伴う断水があり、避難所は長期にわたり開設することになりました。また、萱野東小学校と第四中学校につきましては、停電が続いておりましたので、翌日5日についても、臨時休校という形をとりました。教育委員会委員関係では、15日にジュニアソフトボール大会が市民野球場で行われました。大橋委員に前年度の優勝チームから優勝旗返還を受けていただきました。20日には平成30年第9回教育委員会定例会、27日には第一中学校でのタブレット利用状況を視察しました。教育長関係ですが、平成30年第3回箕面市議会定例会が開催されました。文教常任委員会は、当初9月4日に開催される予定でしたが、台風の影響を受けまして、9月12日に臨時で新たに日程を設けまして、開催されました。当日は、補正予算議案についてのみの審議になりましたので、その他の案件につきましては、今回は議論されませんでした。9月14日にも同じく、文教常任委員会の決算委員会があり、多岐にわたり質疑応答がありました。学校関係・子育て関係ですが、中学3年生のチャレンジテストがもともとは6月20日に行われる予定でしたが、地震の影響で延期になり、9月4日になりました。しかし台風21号の影響で再延期となり、9月6日に行われることになりました。8日、9日には、第26回箕面市青少年文化祭が中央生涯学習センターメイプルホールで行われました。約2760人のかたに来場いただいております。生涯学習関係ですが、こちらも9月末の台風の影響で中止をしたものもありましたが、ここに示した日程どおり秋季市民大会が行われました。
- 教育長（藤迫稔君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（藤迫稔君）：それでは、議事に入ります前に、日程第14、報告第61号「生徒指導の件」は、人事案件その他の案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開として審議したいと思いますが、いかがでしょうか。
- （“異議なし”の声あり）
- 教育長（藤迫稔君）：異議なしと認めます。それでは皆様の総意により、当該案件については、非公開で審議することといたします。
- 教育長（藤迫稔君）：それでは、箕面市教育委員会会議規則第4条の規定に

基づき、山元代表教育委員を指名し、ここからの議事進行をお願いいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： ただいまご指名いただきましたので、ここからの議事を進行いたします。それでは、日程第3、議案第50号「箕面市保育料に関する規則改正の件」、日程第4、議案第51号「箕面市立保育所条例施行規則改正の件」、日程第5、議案第52号「箕面市立幼稚園条例施行規則改正の件」及び日程第6、議案第53号「箕面市私立幼稚園児等の保護者補助金の交付に関する規則改正の件」は、関連案件ですので、一括審議することといたしてよろしいでしょうか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局幼児教育保育室長に求めます。

○子ども未来創造局幼児教育保育室長： 本件は、子ども・子育て支援法施行規則の改正によりまして、保育料等を算定する際に、保護者が指定都市の区域内に住所を有するものは市民税が8パーセントになっていますが、これらのものが指定都市以外の市町村の区域内に住所を有するものとなった場合は、従来通りの市民税6パーセントと見なして、市町村民税所得割額を算定するため関係規定を整備する必要が生じたことから、規則の一部改正を提案するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： それではご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： ないようですので、議案第50号から議案第53号の採決をいたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第7、議案第54号「箕面市教育・保育給付施設等運営費補助金交付要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局幼児教育保育室長に求めます。

○子ども未来創造局幼児教育保育室長： 本件は、国による補助制度の改正等に伴い、市内の民間保育所、認定こども園及び小規模保育事業の運営に係る費用に対する補助内容を見直し、平成30年度から適用するため、箕面市教育・保育給付施設等運営費補助金交付要綱の一部改正を提案するものです。主な改正の内容は、一点目は10月から公立保育所の一歳児の保育士対数をこれまでの5対1から6対1に見直したことに伴い、これまで民営化保育園の三園、桜保育園、箕面保育園、瀬川保育園に交付していた一歳児対数5対1加配補助金を10月以降は支給しないこととし、年間の補助金の支給額を一保育園当たり、

290万円から145万円に改正いたしました。二点目ですが、国により体調不良児型保育事業補助金額が従来の432万3千円から437万1千円に改正され、また実施期間が6ヶ月未満の施設については、216万1千円から218万6千円に改正されたため、本市の補助要綱につきましても、一部改正するものでございます。その他、補助制度の改定に伴い、関係規定を整理しております。

- 代表教育委員（山元行博君）： それではご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（藤迫稔君）： 先ほどの説明のなかで、補助金の額の変更があるという1歳児の5対1の加配補助金のところですが、そもそも6対1から5対1に変更したことについて、例えば保護者への説明、あるいは携わる職員への説明など、どういう意見があったかという一連の経過と現状について少し共有したいと思いますので、説明をお願いします。
- 子ども未来創造局幼児教育保育室長： まず対数見直しの経過ですが、平成29年6月に国が子育て安心プランを公表し、遅くとも平成32年度末までに全国の待機児童を解消する方針を打ち出しております。また国からは、1歳児の待機児童が発生しているにも関わらず1歳児の対数を5対1としている市町村はその基準を6対1にすべきという指導もございました。これを受けまして、まず箕面市保育所園保護者会連絡会へは、5月19日と7月7日の役員会、7月28日の対市協議の場で、対数見直しについて説明をさせていただきました。そこでのご意見としましては、「保育士対数を見直すことで待機児童の解消に繋がることは良い」というご意見の一方で、「6対1となり保育士の余裕がなくなり、子どもの安全等が守れるか心配」という声もいただきました。相対的には保育環境や安全に配慮する中で進めていくということで理解を得ていると市の方では認識しております。また職員組合へは、5月から協議を始めておりまして、その間組合に対する申し入れも行っております。直近では8月22日と9月20日にも組合と交渉を行い、そこでの意見としては「1歳児は年度当初は離乳食への移行や歩行など、子ども1人1人の成長に差があるので対応が難しい。少し不安を感じる。」といった意見もありましたが、一方で「市として、待機児童の解消には取り組まなくてはいけない」という意見もあり、結果、10月から保育士対数を6対1に見直すということで職員組合とも合意することができました。国においては、1歳児の保育士対数として6対1で安心安全な保育が提供できる考えのもとで基準を定め、本市でも最優先課題である待機児童の解消に向けて取り組みたいと考えており、1人でも多くの保育所入所の必要な方を受け入れしていきたいと考えております。以上です。
- 代表教育委員（山元行博君）： 他、よろしいでしょうか。
- 代表教育委員（山元行博君）： ないようですので、議案第54号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

- 代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 代表教育委員(山元行博君) : 次に、日程第8、報告第56号「箕面市職員分限懲戒審査委員会に対する諮問の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。
- 子ども未来創造局教育政策室長 : 本件は、箕面市教育委員会事務局職員の非違行為に対する処分を適正に行うため、箕面市職員分限懲戒審査委員会規程第3条第1項の規定に基づき箕面市職員分限懲戒審査委員会に対して諮問する必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により、報告するものです。
- 代表教育委員(山元行博君) : それではご質問、ご意見をお受けいたします。
- 代表教育委員(山元行博君) : ないようですので、報告第56号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

- 代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 代表教育委員(山元行博君) : 次に、日程第9、報告第57号「箕面市奨学生選考委員会委員解職及び任命の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局学校生活支援課長に求めます。
- 子ども未来創造局学校生活支援課長 : 本件は、箕面市奨学生選考委員会委員から平成30年10月9日付けで辞職の申し出があり、委員の解職及び任命を行う必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により、報告するものです。
- 代表教育委員(山元行博君) : それではご質問、ご意見をお受けいたします。
- 代表教育委員(山元行博君) : ないようですので、報告第57号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

- 代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 代表教育委員(山元行博君) : 次に、日程第10、議案第55号「箕面市訪問保健医療指導員委嘱の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局子どもすこやか室長に求めます。

○子ども未来創造局子どもすこやか室長：本件は、母子保健法第11条に規定する訪問指導を行う者として、新たに箕面市訪問保健医療指導員を委嘱するため、提案するものです。

○代表教育委員（山元行博君）：それではご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：ないようですので、議案第55号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第11、報告第58号「箕面市社会教育委員解職及び委嘱の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局副理事に求めます。

○子ども未来創造局副理事：本件は、箕面市社会教育委員から平成30年10月9日付けで辞職の申し出があり、委員の解職及び委嘱を行う必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により、報告するものです。

○代表教育委員（山元行博君）：それではご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：ないようですので、報告第58号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第12、報告第59号「箕面市教育委員会人事発令の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長：本件は、人事発令を行う必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により、報告するものです。

○代表教育委員（山元行博君）：それではご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：ないようですので、報告第59号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第13、報告第60号「箕面市教

育委員会会議録の承認を求める件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、去る9月20日に開催されました平成30年第9回箕面市教育委員会定例会の会議録を作成しましたので、箕面市教育委員会会議規則第5条第2項の規定により、報告するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： ないようですので、報告第60号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 各委員から教育行政に係ることで、何かご意見等はございますでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： 私の方から1点だけよろしいでしょうか。運動会等に行かせていただいている、直接話をした訳ではないのですが、大きな声で熱中症対策について発言されている方がいました。これはチャレンジテストの件とも関連することですが、気象警報による措置が市町村によって違う、熱中症対策についても市町村によっても学校によっても措置に違いが見受けられる。事務局に言ってどうなるものでもないですが、教育長にもお願いしていますが、教育長の会議の場で、私もなら教育委員の会議の場で、あらゆるチャンネルを通じて声を上げていかないといけないと思っています。事務局のみなさんも府の会議に参加されるある時は、それぞれの措置が違うので言っていないといけないと思います。年々異常気象による災害が多くなっていますが対策を誰も講じない、暑くなって試合が危険だとなっても誰も中止しない、あるいは中止できないとなると、子どもの命を誰が守るのかということになるので、非常に大きな課題だと思っています。地域の方々にも色んな思いがあるかとは思いますが、子どもの命を守るためにどのような対策を講じるかについて、結局各市町村の教育委員会に投げられてしまっているというのが現状なので、どこかできちんと議論しなければいけないと思っています。今は色々なところで声を上げていくこと、事務局の立場として府の色々な会議に出られた時に、声を上げておいて欲しいというお願いです。

○代表教育委員（山元行博君）： 他に、事務局から「その他、教育行政に係る報告」があれば申出を受けますが、いかがですか。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第14、報告第61号「生徒指導の件」を議題といたします。冒頭で決定されましたとおり、非公開といたしますので、当該案件に係る事務局職員以外の事務局職員及び傍聴の方は、退席してください。

〈報告第61号に係る審議〉

- 代表教育委員（山元行博君）：以上をもちまして、本日の会議はすべて終了し、付議された案件、議案6件、報告6件は、すべて議了いたしました。教育長にお返いたします。
- 教育長（藤迫稔君）：ありがとうございました。これもちまして、平成30年第10回箕面市教育委員会定例会を閉会いたします。

（午後2時1分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことを認めたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

教育長

委員